

宿泊保養施設のご案内

共済組合では組合員の皆さんのリフレッシュ・保養を目的に宿泊保養施設の助成事業を行っています。利用方法は次の2通りとなりますのでご案内します。

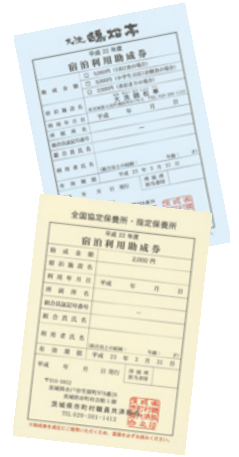
ベネフィット・ワン会員証を利用

本紙4・5ページの「福利厚生アウトソーシング事業のご案内」をご参照ください。(任意継続組合員の方はご利用できません。)

宿泊利用助成券を利用

ご利用の場合は施設に直接お申し込みいただき、所属所の共済事務担当課(任意継続組合員の方は共済組合福祉課TEL029-301-1412)へ「宿泊利用助成券」の交付申請をしてください。利用できる施設は次のとおりです。

| 宿泊施設 | 施設の形態 | 利用対象者 | 助成額 |
|-------|------------------------------------|--|-------------------------|
| 大洗鷗松亭 | 本組合直営保養所 | 組合員とその被扶養者、組合員の同居家族及び組合員と同居していない親(実父母・義父母) | 大人：5,000円 小学生：3,000円 |
| 協定保養所 | 全国の市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の直営保養所(50施設) | 組合員とその被扶養者 | 小学生以上：2,000円 |
| 指定保養所 | 下記掲載の7施設 | 組合員とその被扶養者 | 小学生以上：2,000円 |



※施設ご予約の際は必ず本組合の組合員であることをお伝えください。
 ※旅行代理店を通しての申し込みの場合は助成券を利用できませんのでご注意ください。
 ※協定保養所は、全国市町村職員共済組合連合会の宿泊施設紹介サイト「旅と宿」に掲載されています。
 【アドレス <http://www.ctv-yado.jp/index.html>】

❖指定保養所(記載の料金から助成金額を控除のうえご利用できます。)

| 地域 | 施設名 | 住所 | 電話番号 | 利用料金 | | |
|-----|--------|----------------|------------------|--------------|----------|---------|
| | | | | 大人 | 子供 | |
| 茨城県 | 水戸 | ホテルレイクビュー水戸 | 水戸市宮町1-6-1 | 029-224-2727 | 6,930円～ | 6,930円～ |
| | 大洗海岸 | オーシャンビュー大洗 | 東茨城郡大洗町東光台8234-1 | 029-267-0488 | 10,000円～ | 7,000円～ |
| | | シーサイドはまざく | 東茨城郡大洗町大貫64-80 | 029-267-2949 | 8,000円～ | 6,500円～ |
| | 平磯海岸 | ホテルニュー白亜紀 | ひたちなか市磯崎町4604 | 029-265-7185 | 8,655円～ | 5,250円～ |
| 東京都 | 大子 | 余暇活用センターやみぞ | 久慈郡大子町矢田花掛524-2 | 0295-72-1511 | 7,254円～ | 5,891円～ |
| | 全国町村会館 | 千代田区永田町1-11-35 | 03-3581-0471 | 7,854円～ | 7,854円～ | |
| | | 九段会館 | 千代田区九段南1-6-5 | 03-3261-5521 | 8,032円～ | 8,032円～ |

❖協定保養所の休館・閉館

| 地域 | 施設名 | 施設状況 |
|-----|---------------------------------|-----------------------------------|
| 北海道 | ホテル新定山溪ゆらら (北海道市町村職員共済組合保養所) | 平成22年3月31日をもって閉館 |
| 秋田 | 五輪荘 (秋田県市町村職員共済組合保養所) | 平成22年3月31日をもって閉館 |
| 静岡 | 静雲荘 (静岡県市町村職員共済組合保養所) | 平成22年3月31日をもって閉館 |
| 三重 | サンペラ志摩 (三重県市町村職員共済組合保養所) | 改修工事のため平成22年4月1日から平成22年4月28日まで休館 |
| 愛媛 | えひめ共済会館 (愛媛県市町村職員共済組合保養所) | 改修工事のため平成21年12月1日から平成22年5月31日まで休館 |
| 長崎 | グランビューうおみ (長崎県市町村職員共済組合保養所) | 平成22年3月31日をもって閉館 |

6月から宿泊利用助成券の取り扱いが変更になります

協定保養所や指定保養所を利用する際、同一事由による宿泊の場合は、これまで異なる施設であれば各々の施設で連続して3泊まで使用することが可能でしたが、6月からは、施設が異なっても同一事由による宿泊は最大3泊が限度となりましたのでご注意ください。

宿泊利用助成券適正利用のお願い

近年、他県の共済組合で宿泊利用助成券の不正利用(名義貸し等)が判明し、新聞等で報道され問題になっています。そのため、施設によっては利用者の身分確認を行っているところもありますので、協定保養所及び指定保養所を利用する際は、身分証明書(組合員証、運転免許証等)の持参をお願いします。(利用資格の無い方が利用した場合は、助成額を返還していただくことになります。)助成券の適正利用にご協力ください。